

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第105号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成21年3月12日 08時00分ごろ	
発生場所	京都府間人港から北方10海里付近 (概位 北緯35°54.0′ 東経135°05.0′)	
事故等調査の経過	平成21年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船^{たいゆう} 大有丸、19.96トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 KT2-1008（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員</p>	
死傷者等	甲板員 頭部に裂傷	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、間人港から北方10海里付近において操業中、網を吊り上げているロープのさつま（ロープの先端を輪状にした部分）が解け、平成21年3月12日08時00分ごろ、網の中に入っていた角材が甲板員（以下「甲板員A」という。）に接触して頭部を負傷した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約1.5m/s、視程 約10km	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、間人港北方10海里付近において操業中、揚網ロープの点検を適切に行わなかったため、さつまが解け、網の中に入っていた角材が甲板員Aに接触して頭部を負傷したものと考えられる。 甲板員Aは、さつまの緩みに気付いていたが、今まで解けたことがなかったことから、解けることはないものと思ひ込み、放置していたことによるものと考えられる。
原因	本事故は、本船が間人港沖において操業中、揚網ロープの点検を適切に行わなかったため、揚網ロープのさつまが解けて網の中に入っていた角材が甲板員Aに接触したことにより発生したものと考えられる。	